第１回東京都メディカルコントロール協議会

日　時　　平成２１年１１月　２日（月）
９時３０分～１０時３０分
場　所　　東京消防庁消防学校２階大教室

次　　第

≪第１部≫

１　開　会

２　挨　拶

３　委嘱状交付

(1) 委員紹介

(2) 代表者委嘱状交付

≪第２部≫

１　「東京都メディカルコントロール協議会設置要綱」説明

２　会長及び会長代理選出

３　「東京都メディカルコントロール協議会専門委員会運営要綱」説明

４　専門委員会委員長選出

５　今後のスケジュールについて

６　閉　会

【資料１】	消防法の一部を改正する法律の概要
【資料２】	消防法の一部を改正する法律の公布について
【資料３】	東京都メディカルコントロール協議会設置要綱
【資料４】	東京都メディカルコントロール協議会専門委員会運営要綱
【資料５】	東京都メディカルコントロール協議会委員名簿

東京都メディカルコントロール協議会出席者名簿(五十音順)

平成21年11月2日

氏　名	役　職
相川　直樹	慶應義塾大学名誉教授
有賀　徹	昭和大学医学部救急医学教授
石原　哲	白鬚橋病院院長
宇都木　伸	東海大学専門職大学院実務法学研究科教授
江本　秀斗	東京都医師会理事
岡井　崇	昭和大学医学部産婦人科学教室教授
岡田　保誠	公立昭和病院救急部長
小川　節郎	駿河台日本大学病院病院長
楠田　聡	東京女子医科大学母子総合医療センター教授
古賀　信憲	東京都立墨東病院院長
坂本　哲也	帝京大学医学部救命救急センター教授
佐々木　昭	八丈町消防本部消防長
島崎　修次	杏林大学医学部救急医学教授
丹正　勝久	日本大学医学部救急医学講座主任教授
百々　義信	東久留米市消防本部消防長
中村　長年	東京都総務局総合防災部長
根岸　成男	稲城市消防本部消防長
野口　英一	東京消防庁救急部長
福井　芳久	大島町消防本部消防長
三宅　規之	三宅村消防本部消防長
山本　保博	東京臨海病院病院長
行岡　哲男	東京医科大学病院院長
吉井　栄一郎	東京都福祉保健局医療政策部長

資料1

総務省消防庁

消防法の一部を改正する法律案の概要
＜消防と医療の連携の推進＞

《背　景》

○　救急搬送において、搬送先医療機関が速やかに決まらない事案があること。

○　救急隊が現場に到着してから傷病者を病院に収容するまでの時間が延びていること。（平成9年：19.9分→平成19年：26.4分）

消防機関と医療機関の連携を推進するための仕組み及び救急搬送・受入れの円滑な実施を図るためのルールが必要

《改正概要》

1　救急搬送・受入れに関する協議会の設置

○　都道府県に、傷病者の搬送・受入れの実施基準についての協議及び実施基準に基づく傷病者の搬送・受入れの実施に係る連絡調整を行う協議会（消防機関、医療機関等で構成）を設置すること。

○　協議会は都道府県知事に対し、実施基準や傷病者の搬送・受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べることができること。

2　救急搬送・受入れの実施基準の策定

○　都道府県が傷病者の搬送・受入れの実施基準を策定し、公表すること。

① 傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われる医療機関のリスト
② 消防機関が①のリストの中から搬送先医療機関を選定するための基準
③ 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準
④ 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において、傷病者を受け入れる医療機関を確保するために、消防機関と医療機関との間で合意を形成するための基準　等

協議会

都道府県に設置

○ 構成メンバー

- 消防機関の職員
- 医療機関の管理者又はその指定する医師
- 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
- 都道府県の職員
- 学識経験者等（都道府県が必要と認める者）

○ 役　割

- 傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する協議
- 実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に関する連絡調整（調査・分析など）

→ 都道府県知事

意見具申

- **実施基準**
- **搬送・受入れの実施に関し必要な事項**

→ 関係行政機関

協力要請

- **資料提供**
- **意見表明**

実施基準

都道府県が策定・公表

① 傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われる医療機関のリスト

② 消防機関が傷病者の状況を確認し、①のリストの中から搬送先医療機関を選定するための基準

③ 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準

④ 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において傷病者を受け入れる医療機関を確保するために、消防機関と医療機関との間で合意を形成するための基準

等

※ 都道府県の全域又は医療提供体制の状況を考慮した区域ごとに定める。

← 総務大臣 厚生労働大臣

情報提供等の援助

⇔ ・医学的知見に基づく
・医療計画との調和

基準策定時に意見聴取 → 協議会

↓

消防機関
傷病者の搬送に当たり、実施基準を遵守

医療機関
傷病者の受入れに当たり、実施基準の尊重に努める

資料2

消防救第９５号
医政発第０５０１００１号
平成２１年５月１日

各都道府県知事
各政令指定都市市長
殿

消防庁次長

厚生労働省医政局長

「消防法の一部を改正する法律」の公布について

第１７１回国会で成立した「消防法の一部を改正する法律」は、平成２１年５月１日法律第３４号をもって公布されました。

今般の消防法（昭和２３年法律第１８６号）の一部改正は、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会の設置等を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）、医療機関、関係団体等に対してこの旨周知されるようお願いします。

なお、改正後の消防法第３５条の６においては「総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする」とされており、今後、実施基準の策定のためのガイドラインの発出等必要な情報提供をする予定であることを申し添えます。

記

第１　消防法の一部改正

１　目的の改正に関する事項

法の目的に、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを追加するものとしたこと。（第１条関係）

2　実施基準の策定に関する事項

(1)　都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）を定めなければならないものとしたこと。（第３５条の５第１項関係）

(2)　実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとしたこと。（第３５条の５第２項関係）

①　傷病者の心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準

②　①に掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称

③　消防機関が傷病者の状況を確認するための基準

④　消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準

⑤　消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準

⑥　④及び⑤に掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

⑦　①から⑥までに掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項

(3)　実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３０条の４第１項に規定する医療計画との調和が保たれるように定められなければならないものとしたこと。（第３５条の５第３項関係）

(4)　都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、５に規定する協議会の意見を聴かなければならないものとしたこと。（第３５条の５第４項関係）

(5)　都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならないものとしたこと。（第３５条の５第５項関係）

3　総務大臣及び厚生労働大臣の援助に関する事項

総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとしたこと。（第３５条の６関係）

4　実施基準の遵守等に関する事項

(1)　消防機関は、傷病者の搬送に当たっては、実施基準を遵守しなければならないものとしたこと。（第３５条の７第１項関係）

(2)　医療機関は、傷病者の受入れに当たっては、実施基準を尊重するよう努めるものとしたこと。（３５条の７第２項関係）

5　実施基準に関する協議等を行うための協議会に関する事項

(1)　都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとしたこと。（第３５条の８第１項関係）

(2)　協議会は、次に掲げる者をもって構成するものとしたこと。（第３５条の８第２項関係）

①　消防機関の職員

②　医療機関の管理者又はその指定する医師

③　診療に関する学識経験者の団体の推薦する者

④　都道府県の職員

⑤　学識経験者その他の都道府県が必要と認める者

(3)　協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができるものとしたこと。（第３５条の８第３項関係）

(4)　協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べることができるものとしたこと。（第３５条の８第４項関係）

第２　その他

１　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしたこと。（附則第１条関係）

２　消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）について所要の改正を行うものとしたこと。（附則第２条関係）

資料３

２１総防管第１１１２号
２１福保医救第７７０号
２１救 管 第３６９号

東京都メディカルコントロール協議会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、消防法(昭和２３年法律第１８６号)第３５条の８の規定に基づき、知事の附属機関である東京都メディカルコントロール協議会（以下「協議会」という。）を設置するとともに、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の目的）

第２条　協議会は、消防機関による救急業務としての傷病者（消防法第２条第９項に規定する傷病者をいう。以下同じ。）の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図るとともに、救急隊員（救急救命士を含む。以下同じ。）の資質を向上し、医学的観点から救急隊員が行う応急処置等の質を保障することにより、傷病者の救命効果の向上を図ることを目的とする。

（協議事項）

第３条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 消防法第３５条の５に規定する傷病者の搬送及び受入れの実施に係る基準（以下「実施基準」という。）に関すること。

(2) 実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に係る連絡調整に関すること。

(3) 救急活動に対する医学的観点からの事後検証に関すること。

(4) 救急活動を行う救急救命士に対する指示体制並びに救急隊員に対する指導及び助言体制に関すること。

(5) 救急処置基準等の策定に関すること。

(6) 救急隊員に対する教育等に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、傷病者の搬送と受入れの実施に関し東京都が必要と認める事項及び病院前救護体制の質の向上に関すること。

（協力要請等）

第４条　協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

２　協議会は、知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び受入れの実施に関し必要な事項について、意見を述べることができる。

（組織）

第５条　協議会は、別表に掲げる者につき知事が委嘱する委員２５人以内を

もって組織する。
（委員の任期）
第６条　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（会長の選任及び権限）
第７条　協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
（招集）
第８条　協議会は、会長が招集する。
（専門委員会）
第９条　専門的事項を協議するため、協議会に専門委員会を設置することができる。
２　専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）は、消防法第３５条の８第２項各号に掲げる者のうちから、会長の推薦により知事が委嘱する。
３　専門委員会は、一の専門委員会につき、委員２０名以内をもって組織する。
４　委員は、専門委員を兼ねることができる。
５　専門委員の任期は２年以内とする。ただし、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。
６　専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
（会議等の公開）
第１０条　協議会の会議（以下「会議」という。）並びに会議に係る資料及び会議録は、公開とする。ただし、出席委員の発議により、出席委員の過半数で決したときは、公開しないことができる。
（委員以外の者の出席）
第１１条　会長は、必要があると認めるときは、協議会にその委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。
（庶務等）
第１２条　協議会の庶務は、総務局総合防災部、福祉保健局医療政策部及び東京消防庁救急部が共同で処理する。
２　協議会の庶務の取りまとめは、東京消防庁救急部が行う。
３　協議会の経費に係る予算は、総務局が計上し、東京消防庁が総務局から執行委任を受けて処理する。
（委任）
第１３条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に

ついては、会長が協議会に諮って定める。

附　則

１　この要綱は、平成２１年１０月３０日から施行する。

２　東京都メディカルコントロール協議会設置要綱（１４総災応第１０３８号、１４健医救第３２９号、１４救管第２１９号（平成１４年１０月１０日施行））。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

３　旧要綱の規定により設置した東京都メディカルコントロール協議会の所掌事務に関するものは、協議会が承継する。

別　表

協　議　会　の　委　員
１　次に掲げるもののうちから消防総監が総務局長及び福祉保健局長と協議し決定した者 （１）次に掲げる機関を代表する者 ア　東京都医師会 イ　三次救急医療機関 ウ　二次救急医療機関 エ　東京都救急医療対策協議会 （２）学識経験を有する者 （３）その他知事が必要と認める者 ２　次に掲げる職にある者 （１）総務局総合防災部長 （２）福祉保健局医療政策部長 （３）東京消防庁救急部長 （４）東久留米市消防本部消防長 （５）稲城市消防本部消防長 （６）大島町消防本部消防長 （７）三宅村消防本部消防長 （８）八丈町消防本部消防長

資料４

２１総防管第１１１２号
２１福保医救第７７０号
２１救 管 第３６９号

東京都メディカルコントロール協議会専門委員会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、東京都メディカルコントロール協議会設置要綱第９条第６項の規定に基づき、東京都メディカルコントロール協議会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の運営に関する事項について定めるものとする。

（専門委員会の設置）

第２条　東京都メディカルコントロール協議会（以下「協議会」という。）に、次の専門委員会を設置する。

(1) 事後検証委員会
(2) 指示指導医委員会
(3) 救急処置基準委員会
(4) 救急隊員の教育に関する委員会

２　事後検証委員会は、救急業務に対する医学的観点並びに消防法第３５条の５に規定する傷病者の搬送及び受入れの実施に係る基準（以下「実施基準」という。）からの検証に関することを協議する。

３　指示指導医委員会は、救急活動を行う救急救命士に対する指示体制並びに救急隊員に対する指導及び助言体制に関することを協議する。

４　救急処置基準委員会は、救急処置基準及び実施基準の策定等に関することを協議する。

５　救急隊員の教育に関する委員会は、救急隊員に対する教育及び必要とされる救急救命処置の技能認定に関することを協議する。

（委員長の指名等）

第３条　各専門委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、当該専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）の中から協議会会長（以下「会長」という。）が指名する。

２　委員長は、再任されることができる。

３　委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

４　委員長に事故があるときは、会長がその職を兼ねるものとする。

（招集）

第４条　事後検証委員会は四半期毎、指示指導医委員会は年１回、その他の専門委員会は委員長が会長と協議の上招集する。

２　各委員長は、必要かつ緊急性があると認めるときは、臨時に当該専門委員会を招集することができる。

（会議等の公開）

第５条　専門委員会の会議（以下「会議」という。）並びに会議に係る資料及び会議録は、公開とする。ただし、出席専門委員の発議により、出席専門委員の過半数で決したときは、公開しないことができる。

（報告）
第６条　委員長は招集の都度、協議結果を会長に報告する。
（委員以外の者の出席）
第７条　委員長は、必要があると認めるときは、会長の承認を得て、専門委員会に当該専門委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。
（ワーキンググループの設置）
第８条　委員長は、円滑な協議の推進に資するため、会長の承認を得て、ワーキンググループを設置することができる。
２　前条の規定は、前項のワーキンググループにおいて準用する。
（委任）
第９条　この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附　則
１　この要綱は、平成２１年１０月３０日から施行する。
２　東京都メディカルコントロール協議会専門委員会の運営に係る要綱（平成１８年７月１９日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
３　旧要綱により設置された東京都メディカルコントロール協議会専門委員会における各専門委員会の所掌事務に関するものは、この要綱により設置される同名の各専門委員会が承継する。

東京都メディカルコントロール協議会の構成員（敬称略五十音順）

資料5

東京都ＭＣ協議会

委員数（23名）

- 島崎　修次（会長）
（杏林大学医学部教授）
- 山本　保博（会長代理）
（東京臨海病院病院長）
- 相川　直樹
（慶應義塾大学名誉教授）
- 有賀　徹
（昭和大学医学部救急医学教授）
- 石原　哲
（白鬚橋病院院長）
- 宇都木　伸
（東海大学専門職大学院実務法学研究科教授）
- 江本　秀斗
（東京都医師会理事）
- 岡井　崇
（昭和大学医学部産婦人科学教室教授）
- 岡田　保誠
（公立昭和病院救急部長）
- 小川　節郎
（駿河台日本大学病院病院長）
- 楠田　聡
（東京女子医科大学母子総合医療センター教授）
- 古賀　信憲
（東京都立墨東病院院長）
- 坂本　哲也
（帝京大学医学部救命救急ｾﾝﾀｰ教授）
- 佐々木　昭
（八丈町消防本部消防長）
- 丹正　勝久
（日本大学医学部救急医学講座主任教授）
- 百々　義信
（東久留米市消防本部消防長）
- 中村　長年
（東京都総務局総合防災部長）
- 根岸　成男
（稲城市消防本部消防長）
- 野口　英一
（東京消防庁救急部長）
- 福井　芳久
（大島町消防本部消防長）
- 三宅　規之
（三宅村消防本部消防長）
- 行岡　哲男
（東京医科大学病院院長）
- 吉井　栄一郎
（東京都福祉保健局医療政策部長）

専門委員会

事後検証委員会

委員数（18名）

- 山本　保博（委員長）
（東京臨海病院病院長）
- 有賀　徹
（昭和大学医学部救急医学教授）
- 石松　伸一
（聖路加国際病院救命救急ｾﾝﾀｰ長）
- 江本　秀斗
（東京都医師会理事）
- 大久保　さつき
（東京都福祉保健局参事）
- 菊野　隆明
（独立行政法人国立病院機構東京医療ｾﾝﾀｰ救命救急ｾﾝﾀｰ長）
- 小泉　昭彦
（稲城市消防本部警防課長）
- 齊藤　英一
（東京消防庁参事兼救急管理課長）
- 坂本　哲也
（帝京大学医学部救命救急ｾﾝﾀｰ教授）
- 須崎　紳一郎
（日本赤十字社東京都支部武蔵野赤十字病院救命救急ｾﾝﾀｰ長）
- 中川　隆雄
（東京女子医科大学東医療ｾﾝﾀｰ救急医療科教授）
- 中林　正雄
（愛育病院院長）
- 二宮　宣文
（日本医科大学多摩永山病院救命救急ｾﾝﾀｰ准教授）
- 芳賀　幸雄
（東久留米市消防本部主幹：救急福祉担当）
- 橋本　雄太郎
（杏林大学総合政策学部教授）
- 濱邊　祐一
（東京都立墨東病院救命救急ｾﾝﾀｰ部長）
- 矢野　一郎
（東京都総務局総合防災部防災管理課長）
- 行岡　哲男
（東京医科大学病院院長）

指示・指導医委員会

委員数（15名）

- 古賀　信憲（委員長）
（東京都立墨東病院院長）
- 石原　哲
（東京都医師会）
- 宇賀　直樹
（東邦大学医学部新生児学教室教授）
- 大久保　さつき
（東京都福祉保健局参事）
- 岡田　保誠
（公立昭和病院救急部長）
- 小泉　昭彦
（稲城市消防本部警防課長）
- 齊藤　英一
（東京消防庁参事兼救急管理課長）
- 竹田　省
（順天堂大学医学部産婦人科学講座教授）
- 二宮　宣文
（日本医科大学多摩永山病院救命救急ｾﾝﾀｰ准教授）
- 芳賀　幸雄
（東久留米市消防本部主幹：救急福祉担当）
- 橋本　雄太郎
（杏林大学総合政策学部教授）
- 森村　尚登
（帝京大学医学部救命救急ｾﾝﾀｰ准教授）
- 矢野　一郎
（東京都総務局総合防災部防災管理課長）
- 山口　芳裕
（杏林大学医学部教授）
- 吉原　克則
（東邦大学医療ｾﾝﾀｰ大森病院救命救急ｾﾝﾀｰ部長）

救急処置基準委員会

委員数（15名）

- 有賀　徹（委員長）
（昭和大学医学部救急医学教授）
- 石原　哲
（東京都医師会）
- 大久保　さつき
（東京都福祉保健局参事）
- 大友　康裕
（東京医科歯科大学医学部教授）
- 川上　正人
（青梅市立総合病院救命救急ｾﾝﾀｰ長）
- 小泉　昭彦
（稲城市消防本部警防課長）
- 齊藤　英一
（東京消防庁参事兼救急管理課長）
- 阪井　裕一
（国立成育医療センター総合診療部長）
- 佐々木　勝
（東京都立広尾病院副院長）
- 杉本　充弘
（日本赤十字社医療センター周産母子・小児センター長）
- 田邊　晴山
（東京消防庁消防学校救急救命士養成課程専任講師）
- 長尾　建
（駿河台日本大学病院循環器科教授）
- 芳賀　幸雄
（東久留米市消防本部主幹：救急福祉担当）
- 矢野　一郎
（東京都総務局総合防災部防災管理課長）
- 横田　裕行
（日本医科大学救急医学主任教授）

救急隊員の教育に関する委員会

委員数（19名）

- 行岡　哲男（委員長）
（東京医科大学病院院長）
- 石原　哲
（白鬚橋病院院長）
- 射場　敏明
（順天堂大学医学部付属順天堂医院救急科科長准教授）
- 江本　秀斗
（東京都医師会理事）
- 大久保　さつき
（東京都福祉保健局参事）
- 太田　祥一
（東京医科大学救急医学講座教授）
- 小泉　昭彦
（稲城市消防本部警防課長）
- 齊藤　英一
（東京消防庁参事兼救急管理課長）
- 坂本　哲也
（帝京大学医学部救命救急ｾﾝﾀｰ教授）
- 高木　敏行
（独立行政法人国立病院機構災害医療ｾﾝﾀｰ麻酔科医長）
- 田中　政信
（東邦大学医学部教授）
- 芳賀　幸雄
（東久留米市消防本部主幹：救急福祉担当）
- 橋本　雄太郎
（杏林大学総合政策学部教授）
- 堀　進悟
（慶應義塾大学医学部救急医学教室教授）
- 松田　剛明
（東京消防庁消防学校救急救命士養成課程専任講師）
- 三宅　康史
（昭和大学医学部准教授）
- 矢野　一郎
（東京都総務局総合防災部防災管理課長）
- 山口　芳裕
（杏林大学医学部教授）
- 渡邊　とよ子
（東京都立墨東病院周産期センター部長）